

◎新潟県告示第1477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成27年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する指定構造計算適合性判定機関
株式会社 グッド・アイズ建築検査機構
- 2 変更（新設）する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
構造判定室 横浜事務所
神奈川県横浜市中区尾上町4番57号
- 3 変更する年月日
平成27年12月1日